

日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動

塚島, 順一 / TSUKAJIMA, Junichi

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

73

(終了ページ / End Page)

102

(発行年 / Year)

2016-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013319>

〔論文〕

日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に 集まった市民による民間企業に対する 民族差別撤廃運動

国際文化研究科博士後期課程

塚島順一

TSUKAJIMA Junichi

1. はじめに

在日朝鮮人の通史として岩波新書への初収録であり、その意味で画期的な著作であると、高柳俊男が評価¹した水野直樹・文京洙(2015)²が出版された。その中で、日本社会と在日韓国・朝鮮人二世について「戦後二〇年を経てもなお、日本社会は、自らの歴史が産み落とした民族的少数者の存在を、『禍根』や『異様』としてしか見なしえず、在日朝鮮人は弛まない差別や同化への圧力に直面していた。その一方で、日韓条約は在日社会を深く切り裂いた。韓国か北朝鮮か、民族への帰属か日本人への同化か、本名か通名か、さらには組織か個人か、青年期を迎えた多くの在日二世たちは、そういう問答無用の択一的な問いの前に立たされつづけ、精神の座標軸を見失って暴走する在日朝鮮人も少なくなかった」とある。六〇年代末には、二世世代が在日朝鮮人の七〇%を超え、「七〇年代は、高度成長期に人格形成を果たした在日の戦後世代が、就職、結婚、子育てと、生活者として地域社会の現実に向き合い始めた時期」となり、「七〇年代の、差別社会への新たな異議申し立ての主体となったのは」、「“民族”とは無縁な環境で育った若者たちであった」と指摘した。

その一人が朴鐘碩であり、七〇年一二月に、就職差別を受けたとい

うことで、「日立製作所への訴状を横浜地裁に提出し」、七四年六月に「朴側の全面勝訴で終わった」。朴を支援することで、「同化を助長」と、在日大韓基督教会の青年会会長職を解かれたことがある崔勝久は「この判決を勝ちとった日立闘争を担ったのは、朴と同じような境遇の〈在日〉と、『日本人としての加害者性を自覚し始め〈在日〉の問題提起を受けとめようとする日本人青年』からなる『市民運動』であったと述べている」といい、文は「『市民』という言葉が在日の新しい主体性を表現する言葉として登場しつつあった」と評価した。また、川崎教会は、「六九年から在日と日本人の園児がともに学ぶ桜本保育園を開設し、日立裁判以降に各地で活発に取り組まれる地域活動の先鞭をつけた。崔勝久はこの川崎教会の青年会会長であり、『朴君を囲む会』の呼びかけ人の一人として参加した李仁夏牧師は、川崎教会の初代担任牧師としてこの地の宣教活動の指導的人物であった」。日立裁判以降の七〇年代では、「川崎市は、児童手当や市営住宅につづいて、教育や福祉関係の国籍条項に関する運動側の指摘や要請を受け止め、これを次々と撤廃していった。その事例は、自治体が国に先立って外国人施策を転換して政府の施策にも影響を与えるという流れをつくり出していく。桜本保育園を中心とする『青丘社』が、そういう行政差別に反対する地域活動の拠点となった」。さらに、「日立闘争以降にこうして各地に広がった地域運動の取り組みは、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）というネットワーク型の緩やかな連合組織によって結ばれることになった。民闘連は、まず神奈川で日立闘争に参加したメンバーを中心に組織され、李仁夏、佐藤勝巳などが共同代表、事務局長には斐重度³が就いた。神奈川につづいて大阪・東京・愛知・兵庫・岡山・広島・福岡など各地で組織され、七五年には第一回目の全国交流会が開催されている」。そして、これらの取り組みが既存の民族団体も動かすことになり、「七七年には民団中央本部も、各地の行政差別撤廃運動を支援することを目的に權益擁護特別委員会を発

足」させることになった。

以上が水野・文（2015）で述べられた内容である。その中で、文は「青丘社」が、「行政差別に反対する地域活動の拠点となった」と述べている。ところが、川崎教会・青丘社は民間企業の民族差別撤廃運動に対する拠点でもあったのである。本稿では、この「民間企業に対する民族差別撤廃運動」に焦点を当て、以下のことを実証的に明らかにすることを目的とする。特に、②については、単なる歴史に留まらず、今でも有効な「民族差別撤廃運動」の方法論を提示できるかもしれない。

- ①日立闘争を振り返ることによって、日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に影響を与えたこと。
- ②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論がその後起こった「民間企業に対する民族差別撤廃運動」においても適用されていること。

なお、水野・文以前にも、田中宏が「各地の支援運動は日立裁判を支える一方で、自分の足元にある具体的差別を発見し、相互に連携し、交流を深めながら、おびただしい差別の集積に挑むことになる」と日立裁判の日本社会への影響を評価し、李珍宇事件（一九五八年）や金嬉老事件（一九六八年）とは「異なる日本社会への問いかけだった」と指摘している⁴。また、鈴木道彦は朴寿南編（1963）⁵を読んで、李珍宇が中学を卒業した時、「日立製作所と第二精工舎は、李が朝鮮人であることを知ってその国籍ゆえに彼の就職を拒んだのである」と述べている。そして、朴鐘碩がその日立製作所（以下「日立」という。）を訴えた日立裁判について「金嬉老裁判の間接的な影響があってこれに勝訴した朴鐘碩は、無事に入社を果たしたが、……おそらくこの問題は八年半どころか、一〇年でも二〇年でも訴え続ける必要があるのだろう」と長い継続した闘いの必要性を説いていた⁶。

日立闘争の参加者、その時に川崎教会・青丘社に集った者には、1974年の勝利によって「やればできる」という自信が生まれた。そ

して、川崎教会・青丘社が運動の拠点となり、民間企業に対する民族差別撤廃運動も動き出すことになった。一九七八年に「ジャックス信販差別撤廃運動」及び「川崎信用金庫融資差別撤廃闘争」等が「地域住民と共闘する市民運動スタイルで展開し」、そして、一九八二年には「第一生命加入差別撤廃交渉」が始まることになった⁷。

そこで本稿では、上述した日立闘争およびその後に川崎で起こった三件、合計四件の民間企業の民族差別に対する撤廃運動の歴史を見ていくことにする。

2. 日立就職差別糾弾闘争

(1) 日立の採用取消までの経緯

一九七三年一月二日付の「朴君を囲む会」が日立宛に提示した抗議書⁸によれば、日立（抗議書では「貴社」と記載。）が朴鐘碩の採用取消に至った経緯は以下の通りである。

一九七〇年八月二三日、在日朝鮮人朴鐘碩君は、貴社ソフトウェア戸塚工場の採用試験を名古屋で受験し、同九月四日「正式採用通知書」を名古屋にて受理した。そのため彼は、その当時勤務していた「ヒカリ製作所」を退職し赴任の準備をする一方、必需品として明記されていた戸籍謄本を朝鮮人であるため持参することができぬ旨、同一五日戸塚工場に連絡した。貴社は、その連絡を受けた時点で彼に「採用保留」を言い渡し、翌一六日に電話すると応対した。しかし、貴社が約束を破り連絡してこなかったため、朴君は、翌々一七日に再度貴社に電話をかけた。貴社は「当社では一般外国人は雇わない方針だ。最初から本当のことを書いていたら、こんなことにはならなかった」と、その時彼に解雇を宣告した。

(2) 日立糾弾闘争までの経緯

朴鐘碩と慶応大学生との出会いから日立糾弾闘争までの経緯をここ

で示す⁹。高浪徹夫は、K（慶応¹⁰）大学の学生であった。七〇年九月頃から十人程度のグループ（以下「学生グループ」という。）で、渋谷等に出て「入管法・在日朝鮮人問題」のカンパや署名活動を行っていたが、一〇月初め頃、横浜駅に出るようになった。一〇月一八日、「日立に就職差別されて裁判を起こす」と、朴鐘碩が横浜の学生グループに声をかけた。四、五日後に、朴鐘碩は慶応大学を訪れ、日立の解雇は差別であり、「裁判をやって、何とか日立に入りたい」ので助けてほしいとの思いを学生グループに告げた。これに対して早速、弁護士を探すことになり、七〇年一二月八日に裁判は提訴された。この提訴の記事を見た韓国人C（崔勝久¹¹）が学生グループを訪ねてきて、「君にとって、在日朝鮮人と中国人とはどう違うんですか」と質問したが、高浪は満足な答えが出て来なかった。朴の「上申書」¹²の原型となる「手記」と崔勝久のこの問いが結びついて、七一年四月の「朴君を囲む会」の結成に繋がっていった。

しかし、「いつまで続くかわからない裁判や自分の将来に不安」となり、さらに「裁判に対する在日韓国人からの『同化裁判』という批判」などが重り、一〇月頃、朴はたまりかねて、「とにかく、裁判をやめるわけにはいかない。俺がやる。だから好きにやらせてくれ」と言い出した。学生グループや崔勝久は「一斉に裁判の公判対策委員会的役割からしりぞ」くことになった。

「七二年中続いた会の分散化状況」は、「七二年九月よりの証人尋問開始」や民族差別の問題を広く訴えていくための「九・二関東大震災——朝鮮人虐殺五〇年集会」へ向けた七三年三月からの準備によって解消されていった。高浪ほか事務局の数名の仲間は、川崎教会がある「朝鮮人密集地域」に移り住んだ。一方、「七三年三月頃は、同時に朴が最も荒れ、すさんだ時期でもあった」。学生グループの「準備会に、彼は酒のニオイをプンプンさせながら出席をし、『お前ら、みんな点検したる。一人五分以内でしゃべれ』と『糾弾』をし、ほえまくった

のである。物が飛び、『上品な』日本人はそれだけで去った」。

こうした状況を変えたのは、八月の大阪・名古屋の出張尋問であった。その中でも、学生グループに強く影響を与えたのは「被差別部落出身教師・西田秀秋氏¹³のすさまじい教育実践の証言」であった。その内容は「差別の現実から学び、それを大事にするということは即闘いでなければならぬこと」、「差別の現実に対面した者が、それに圧倒され、逃げ出し、振り回されようと、被差別者の側にとって、自らを差別する者に対して、闘い糾弾し抜いてゆく中にしか、生きのびる道はない。対面者が、いかに現実に学んだかということは、その差別者の糾弾にどのような質で共闘し、自力でどのような闘いを組みうるかによって検証されなければならない」ということであり、学生グループの「三年間の関わりへの質に対するきびしい批判であった」。一方、朴は西田よりは、朴と同世代の同胞青年が、「法廷において、淡々と自らの生きざまを語りきっていく姿に感動し、『しんどいのは俺だけではなかった』とつぶやいていた」。

出張尋問を終えた朴は、「新宿から川崎の朝鮮人密集地域に移り住むことになり、「目に見えて明るくなり、生気をとりもどしていった」。学生グループは、「九・二集会を終えた後、日立糾弾闘争の開始に向けて全力を傾け」、「〈囲む会〉三年間の総括の場として、七三年一二月、日立糾弾闘争に突入していった」。

(3) 就職差別糾弾闘争

「就職差別糾弾闘争日誌」¹⁴から日立に対する就職差別糾弾闘争の経緯を見ていくことにする。「朴君を囲む会」は一九七三年一二月二一日に日立と最初の交渉（第一回直接交渉）を行おうと、午後三時半に、「朴君を囲む会」呼びかけ人の佐藤勝巳および大沢真一郎、朴鐘碩、事務局、会員ら約五〇名が日立本社（東京丸ノ内）へ行き、「別室での代表者会見を主張する日立に対し、受付ロビーで」郷司労務課

長、最明同係長を相手に集団交渉を開始した。抗議文を読み上げた後、以下の四つの要求と五つの質問を行った¹⁵。

①朴君への就職差別の事実を認め、謝罪し、不当解雇を撤回すること、②法廷での貴社の主張が差別であることを認め、謝罪し、謝罪文を新聞紙上に掲載すること、③朝鮮人が朝鮮人として働くことのできる職場を保障すること、そのための社内教育等、具体的な対策を明示すること、④韓国への経済的収奪をただちに中止すること、の四項目を要求。同時に、当日の段階での回答を求めて、①朴君を不当解雇した時点で「一般外国人は採用しない」と言明したにもかかわらず、貴社は法廷においてそれを否定しているが、不当解雇の正確な経過を示されたい、②在日朝鮮人が「日本名」を名乗らざるをえない日本社会の現状に対し、貴社の見解を示されたい、③朴君が「日本名」「日本の出生地」を書いたことをもって「信頼できない人物」とであると断定する根拠を示されたい、④貴社は、戸籍謄本が採用に不可欠であると主張しているが、事実として、全社的に応募者に要求しているのか、関西においてもそうなのかを確認されたい、⑤貴社の主張通りであれば、貴社が戸籍謄本を必要だとする理由と、それが差別につながるという理由を示されたい、の五項目を質問。

これらに対して次回、日立側が責任ある回答をすることを確認して六時半散会した。「当日の様相」は韓国の「東洋放送」と『韓国日報』が報道した。

一九七四年一月四日に韓国キリスト教学生会総連盟（KSCF）が「反日救国闘争宣言」¹⁶を発表したが、その中に「日立会社の朴鐘碩氏就職差別問題など、日本内での韓国人同胞に対する差別待遇を即時中止せよ」との要求が含まれていた。

一月三〇日に第二回直接交渉が行われた。約七〇名が参加し、労務課長、同係長他三名を相手に午後二時、日立本社会議室にて交渉が開

始された。前回の五項目の質問に対する日立の回答（概要）は以下の通りであった。

- ①本名・本籍という基本的条件において朴がウソをつき、相互の信頼関係を失わせた。
- ②在日朝鮮人が「日本名」を名乗らなければならない現状については個人的見解を述べても仕方がない。
- ③履歴書等に事実を書いていない。朝鮮人であることを隠したからと理解してよい。
- ④⑤戸籍謄本の提出が契約締結の要件であったが、労働省の通達で、事業所採用（新規高卒者）は現在止めている。

抗議団は、①について、「一般外国人は採用しない」と言ったという当麻発言¹⁷の録音テープをつきつけて追及し、日立側は再調査を承諾し、六時半に散会した。

三月六日の第三回直接交渉は午後二時に始まった。約一〇〇名が参加し、日立側出席者は前回同様であった。労務課長が当麻発言の録音テープを聞く前に「テープはあとで編集することだってできますからネ」といった発言に対して、抗議団は、「この発言が、朴君、朝鮮人や抗議団はウソつきだからやりかねないという差別意識から出たものであり、朴君の差別と根が同じである」と糾弾を開始した。夜九時になって労務課長が、「改めて次回冒頭に謝罪し、謝罪文の問題も含めて態度表明する」と言い、上司の参加についても「結論を出す」と確約し、九時半に散会した。

四月八日の第四回直接交渉は午後四時に開始、参加者は徐々に増えて約一四〇名となった。日立は前回のメンバーに新美勤労部長が加わった。勤労部長は「この問題は基本的に裁判でカタをつけるのが本筋ではないか」などと「初心声明」を出した。これに対して、「何故直接に糾弾するのか」、裁判と言うけれど「日立が変わらないとしようがない」などの抗議側からの糾弾追及があった。これに対して、勤

労部長が「差別の観点からこの問題をどうのこうの言われても、迷惑だ」と言った時、崔勝久¹⁸が「共産党、民青等の思想的偏向者、熱心な創価学会員は雇わない、精神、肉体異常者は雇わない、外国人も積極的に雇わない」という内容が書かれた「日立の研修会におけるマル秘文書」を投げつけた。これは、一九七一年一月二六日に行われた労務担当者研修報告書¹⁹であり、現在の勤労部長、労務課長も出席していた。勤労部長の表情が変わった。その後、日立側が研修会の内容と当麻発言についても本人に確認することと、次回に勤労部長が朴の上申書²⁰に対して感想を述べることを約束し、一〇時過ぎに散会した。

次の交渉までの間、四月一六日に韓国キリスト教長老会女信徒会ソウル連合会、四月二六日～五月三日に世界キリスト教会協議会(WCC)人種差別闘争委員会、五月七日に韓国キリスト教会女性連合会がそれぞれ日立製品の不買運動を行うことなどの決議を行った。

また、五月九日に「朴君を囲む会」が「記者会見をして、研修会マル秘文書を暴露」し、「日立側は『一担当者の勇み足』と抗弁」した。

五月一五日に「衆議院法務委員会」で公明党議員が「マル秘文書及び朴鐘碩への就職差別を追及」した。

五月一七日の第五回直接交渉は三時に開始した。抗議側参加者が約二〇〇名、日立側は勤労部長、労務課長ほか新井常務取締役(人事教育部長兼任)が新しく参加して計一五名となった。

冒頭、韓国キリスト教長老会女信徒会ソウル連合会の決議文²¹、在日大韓基督教会女伝道会の決議文²²、日本キリスト協議会在日外国人の人権委員会のアピールを朗読した。

まず常務取締役、勤労部長から「日立としては、従来から多くの在日朝鮮人を雇っていることも事実であるが、この問題の深さ、重大さに、人道的立場から解決をはかりたいと思っている」と言った後、「①朴君の採用内定取消を撤回し、昭和四五年九月二一日付で入社したと

認める、②その間の賃金、慰謝料を支払う、③採用手続きで差別につながる点は、行政指導の線に沿って再検討し、全社に徹底する」という「日立の声明」を朗読し、そして「在日朝鮮人問題への認識が不十分で、多方面に多大な迷惑をおかけしたことをおわびする」と陳謝した。

しかし、回答要求に対して、当麻発言は「本人が言っていないと言っている」、マル秘文書は「一課員の勇み足だ。会社としては遺憾に思う」、朴君に関しては「差別する意図がなかったから、会社としては差別したと考えていない」と発言した。これに対して、抗議団は追及を開始した。交渉の途中、日立側は、一九七三年一月現在「計一名（内女性五名）」の朝鮮人を雇っていることを報告したが、先ず「三年間日立が朴君にしてきたことは差別であったこと認める旨」を第一確認書²³として残すことに両者合意し、新井常務、朴鐘碩、佐藤呼びかけ人が署名した。「期せずして場内から拍手がおこる」。

九時半に追及を再開し、「日立としては在日朝鮮人に対して差別をして」いたことを認める第二確認書²⁴にも署名と捺印が行なわれた。「朴個人でなく、在日韓国・朝鮮人全体に対して差別していたことを認めたのだから、今度は、場内に涙と笑みがある。大企業が朝鮮人に面と向かって、公の席で謝罪したのは、まちがいなく史上最初だ。朝鮮人のおばちゃんが泣いている」。一一時半に散会した。

あくる日の五月一日に「昨日の模様」が日本の新聞や韓国の新聞に報道された。

五月二七日に「5・27日立糾弾大集会」（日比谷公会堂）を開催、全国から八〇〇名が参加した。次にデモに移り、「日立本社に到着後、約四〇〇名が八階に上がって、第六回直接交渉に向かう。会議室には約半数の人々しかはいり切れず、残り半分の参加者は廊下に坐り込む」。日立側の出席者は前回通りであり、日立側から以下の回答があった。

朴君の地位は正社員、勤務先はソフトウェア戸塚工場という説明があったのに続いて、第二確認書にある「具体的な措置をとる」

という確約の内容を、①本人の能力・適正・仕事に対する意欲・協調性の観点からだけ採否を決める、②提出書類は統一応募用紙にする、③戸籍謄本・抄本の提出は求めない、④面接にあたっては差別につながる質問はしない、⑤人事担当者に対し、本件の理解を深め、行政指導の内容を周知徹底させるべく、社内教育を行ない、採用手続きの改善を計る、というように採用方針を改める。

第二確認書にある「具体的措置」については「タテマエをくり返す」だけであった。「日立に再回答の確約」をとり、一一時一〇分に解散した。

六月一日に、六月一七日は団体交渉ではなく代表五人なら会う、また本社ではなく、亀戸工場で一時間に限り面会するとの「申入書」が日立から佐藤呼びかけ人宛に送付されてきた。

六月一七日、抗議団は「前回方針通り」、本社へ参加者二五〇名が行くが本社はロックアウトの状態であったので、代表としてではなく、抗議団として亀戸に五名を送った。そこで、新井常務ほかに会って口頭で抗議し、「抗議ならびに要求書」²⁵を手渡した。

六月一九日に朴鐘碩就職差別裁判の判決があり、「原告側の主張をほぼ全面的に認めた」。

七月三日に日立は控訴を断念し、判決が確定した。「訴訟代理人（弁護士）を通じて、日立との折衝が続けられる」。

八月二七日に、日立と「朴君を囲む会」が「合意書」ならびに「合意書に関する了解事項」²⁶に調印した。

九月二日に朴は日立に入社し、日立ソフトウェア戸塚工場のソフトウェア部員となった。

日立闘争から見えた運動の形成過程や方法論を以下にまとめる。各項目については、「I 〈座談会〉日立糾弾のあゆみ」²⁷の中から補足として抽出して記載する。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

「朴君を囲む会」は、呼びかけ人も事務局も日本人五人と朝鮮人二人で構成され、「月二〇〇円の会費で個人加盟の会員をつのり」、「会報」や「玄海灘」を発行していた。

「日本人と韓国人との間の共同闘争」がうまくいった理由は、「朴君の変化」と運動を担った人たちが「日本の政治党派」に属さず、韓国人側も「既成の団体」に入らず、「個人単位で参加」したことが「運動を今日までひっぱってこれた要因」である。「政治党派に属していると、その党派の論理のワクの中に当事者をはめこんでいき、その党派の主張に従属させる」。資金面では「朴君を囲む会」が数百万円を集めた。

- ・経験がある先輩格が参加

日立糾弾は当初は事務局レベルの話であったが、「まあ子供ばかりではまずいから大人も呼ぼうかと」、佐藤勝巳や李仁夏の参加を乞うた。佐藤が「矢面にたっていた」と言っているのが、佐藤が抗議団を引っ張っていたことが分かる。佐藤は、日立が「民族差別がないと思う」というと、『『ない』とすれば『何故ないのか、いえ』『何を根拠にしてないというのか、まずそれを聞かせろ』という喰いつき方をしてきたわけですから、むこうが『ない』といったからには、根拠を示さなければいけないわけです。根拠を示さずに『ない』というわけにいきませんかしょ』と交渉術を語った。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

川崎教会の青年会責任者の崔が朴の問題を教会に持ち込んだ。そして、川崎教会について、李は「結局、韓国のキリスト者が今日、国の民主化のため闘っているという現実も、まさに教会の中における一つの転換を意味しているわけなんです。それが私の教会の場合には、とくにこの朴君を契機として、民族が日本において差別され、抑圧され

ているという状況をどうして打開するかという問題として基本にすえた」と言った。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

李は世界キリスト教協議会（WCC）の“人種差別と闘う委員会”副委員長をやっていて、四月末のオランダの世界協議会で日立製品の不買運動を訴えて受け容れられた。そのことを関西で新聞記者に発表したところ、「朝日新聞」の関西版に記事が載った。また、WCCが四五〇万円を援助した。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

佐藤は「日本の中で当事者同士がああいう形で確認書を交わしたというのは、初めて」とであると言った。

- ・具体的証拠を持って交渉する

第三回目交渉の頃から、交渉団は綿密な作戦を立てていた。第四回目の交渉では、事前の打合わせ通り、高浪がマル秘文書に書いてある内容を新美部長に「日立は、思想・信仰によって採用しないことがあるのではないか、宗教による差別があるのではないか、身体障害者をとらないのではないか」と全部確認をとった。日立側は「そんなことはありません」と否定したが、佐藤の隣に坐っていた崔がいきなり立ち上がって「これは何だ!!」と喋ってマル秘文書を出した。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

団体交渉を行っただけで、ロックアウト時も物理的に破壊することなどは行わなかった。

次に日立闘争が「民族差別撤廃運動」や社会に与えた影響を考察してみる。

- ・在日韓国・朝鮮人に「やればできる」という自信と希望を与えた

崔によれば、韓国人部会が五月二七日以降にできた。日立への直接交渉を通じて、在日朝鮮人が「いっちゃいけないものだ、あるいはいっ

でも仕方のないものだ」から、「それをいうことは正当なことであり、正しくないことや、差別に対しては徹底してということが正しいことなのだ」と変り、同時に「やればできる」と感じるようになった。

そして、李は「教会青年の内にあった指導者のリコール運動以来、これはやはり結果的に同化につながるのではないかという危惧がある意味で乗り越えられていくという面が出てきた」と言った。

・今後の闘争の方向性と拡がりが見えた

李は「一つ一つの勝利をかちとっていくことの中で、もっとも目覚めの運動が広がっていくという大衆運動に結びつけていくのかという、戦略の問題だ」と言った。

高浪によれば、「川崎で児童手当の問題が出された」。「川崎の市職の青年部の人たちが、それは絶対やる！」と言い、李は「これが川崎で限定されずに、大阪などで連鎖的に起こっている」と、運動の広がりを指摘した。

崔は「……生活のレベルで声を出すことによって、必ず勝てるということで、今度はこれを契機にしてもっとぼくたちは声を出さなければならないでしょうね」と言い、佐藤は「『ヨシ、これならばイケるぞ』というヨミができるし、確信がある」と、それぞれ運動への自信を示した。

佐藤は「イデオロギーから現実を解釈していくというやり方を変えない限り、運動は絶対に進まない、あくまでも現実から出発するんだということが大切だ」と思うと現実からの出発の重要性を指摘した。

崔は「ぼくたちは、民族運動としての地域活動を地道にやっていきたいと思っている」と実践としての地域活動の必要性を示した。

・日本人と在日韓国・朝鮮人との間の深い交流によって、彼らの間に連帯ができた

崔は、日本人の中で、「その核となった四人がそのまま残って、最初在日朝鮮人問題をやるといっていたのが、自分の生き方——卒業の

あとのあり方等をそれぞれ模索してきている」、「ぼくらはこの二、三年徹底して日本人を糾弾する、それを受けて日本人は黙ってしまうということがあった」、そうして崔らに在日朝鮮人も「主体性やあり方」など「自分の生き方を逆に問われてくる」、そして「それぞれの利用主義ではなく」、「お互いの自分がおかれている状況の中で生きざまをぶつけ合うというところでしか連帯というのではない」と言った。

・日立裁判・日立闘争の過程と結果が情報として企業社会に浸透していった

佐藤は一例を紹介している。外国資本の石油会社の就職に合格した短大の女学生が、会社の調べで朝鮮籍であることが分かった。彼女は、朴同様に日本名を名のり、本籍地に日本の出生地を書いていた。そこで、短大の就職指導の先生と彼女で会社に説明しに向いたところ、朴の事件を会社も知っていた。会社は「朴君の判決を取り寄せていろいろ検討したらしく、そのまま彼女は採用となった。その先生は日立と確認書をかわした五月一七日の第五回直接交渉に参加していた。

3. 川崎信用金庫民族差別事件

加藤晴子（1978）²⁸によって「川崎信用金庫民族差別事件」を見ていくことにする。

川崎市に住む在日韓国人B氏は、一九七八年三月六日、川崎信用金庫大島支店に一〇〇万円のパーソナルローンを申し込んだが、即答を得られず、二日後、国籍のみを理由に融資を断られた。B氏はその時理由を問い糺し、収入、家族構成、年齢、勤務年数、居住歴、金庫の利用度など、国籍以外に一切問題ないことを確認している。

Bは以前から同信用金庫「川信」の定期預金者だったが、預金については国籍による差別はなかった。Bは、「この問題を青丘社（川崎桜本学園・保育園）と在日同胞の人権を守る会の合同合宿で提起した」。

「B氏以外に国籍を理由に融資を断られた例がいくつもあり」、「在日韓国・朝鮮人が屈辱と諦めのうちに差別を許し、日本人が差別を見てみぬふりをして過ごしてしまえば、差別に負けない、許さない主体の確立もめざせないし、更なる差別を生み出す土壌を作ることにもなるという認識に立って」、「青丘社に集まる青年やおモニを中心にこの問題を徹底的に糾明し、『川信』の民族差別に対する抗議行動を起こすため、三月二三日『川崎信用金庫の民族差別を糾す会』（代表・李仁夏大韓基督教会川崎教会牧師）が結成された」。

三月三〇日に川信からBに「窓口担当者の勘違いであった」と、融資の決定を伝えた。三月三十一日に「『糾す会』約五〇名は、川信大島支店に抗議に行った」。その時の話し合いで、川信は「パーソナルローンには国籍条項はなく、住宅ローンと間違えた」、住宅ローンは「損保会社（日新火災・千代田火災）から朝鮮人の融資はダメだと言われている」と述べた。四月七日、「『糾す会』と地域の住民約八〇名が川信側から六名、損保会社二名」と交渉を行った。川信はここで「パーソナルローンには住民票が必要だが、B氏は外国人で住民票がないために断った」と、先の説明とは違っていった。「糾す会」は以下の五項目の要求を提出した。

- 一 窓口がパーソナルローンと住宅ローンとを見まちがえたとする住宅ローンの取扱要項と、損保会社との間でかわした覚え書を見せよ
- 二 川信及び損保会社は住宅ローンの国籍条項を撤廃せよ
- 三 川信は民族差別を犯したことを認め謝罪せよ
- 四 川信の差別体質の根幹である内部規約を見せよ
- 五 パーソナルローンのパンフレットの中に在日韓国・朝鮮人にも融資できる旨明記せよ

四月中に三回目の交渉を持つことになったが、その後、「川信は態度を変化させ」、「一 内規は見せられない 二 民族差別をしたとは

思わない 三 謝罪するつもりはない」と電話で表明し、話し合いを断った。各地からは「川信に対する抗議文」（例えば、「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」から）が送られてきた。

川信は、「糾す会」との話し合いを拒否したまま、朝日新聞の取材に対して、「差別的に融資を断ったケースがあることは認める。今後は前向きに融資していきたい」「住宅ローンの国籍条項の検討のための交渉中断」（朝日新聞川崎版五月一八日付）と、『『糾す会』に対するとは異なった見解を述べた』。『『糾す会』は益々怒りを強めた』。

『『糾す会』は五月下旬、約五〇〇〇枚の抗議のビラを川崎駅頭や桜本地域で配布し、五月三十一日、本店に抗議行動を行なった』。店内外でビラを配り、シュプレヒコールし、抗議文を読み上げた。三時過ぎには、坐り込みに入った。九時間に及んだ午後一〇時、「役員と糾す会との話し合いの場を設定する」との川信の約束を文書で交わした。

その後の経過について佐藤勝巳（1978）²⁹が以下のように報告している。

五月三十一日の後、川信理事者と「糾す会」の代表数名は数回の話し合いをもった。一〇月六日、「次の趣旨の確認書がかわされた。

- (1) パーソナルローンについては民族差別であり、関係者に謝罪する。
- (2) 従来 of 両者の対立は、本件に対する川信側の基本認識に誤りがあり、混乱の責任は川信にあったことを認め遺憾の意を表明する。
- (3) ①パーソナルローンは、在日韓国・朝鮮人も貸付けを行なう。
②住宅ローンは、保証保険によらない独自の融資方法を検討する。
③確認書の趣旨にそって社内教育を行なう、というものである」。

「このように金融機関が民族差別を認めたのは全国で最初」であった。また、川信の件を受けて、一〇月一六日の『日本金融通信』に日本損保協会の見解として「外国人に対する保障拒否の根拠を問い直し、打開の道を検討したい」と掲載された。そして最後に、佐藤は「民族差別は、具体的なことを通じ、一つ一つ忍耐強く闘うことで全体が変

わってゆくのだということを改めて教えられた」と締めくくった。

本民族差別撤廃運動を日立闘争で整理した項目別で見ていくと次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

青丘社に集まる青年やオモニを中心に「川崎信用金庫の民族差別を糾す会」を結成、川信と団体交渉した。

- ・経験がある先輩格が参加

川崎教会の李仁夏が「糾す会」の代表となり、日立闘争を経験した（あるいは近くで見ていた）であろう人々が交渉に参加した。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

川崎教会李仁夏牧師と青丘社に集まる青年やオモニが中心となった。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

川信が「糾す会」との話し合いを拒否した中で、川信を取材した『朝日新聞』の記事は運動に刺激を与えた。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

「役員と糾す会との話し合いの場を設定する」との川信の約束を文書で交わした。後日、川信と「糾す会」との間に確認書が交わされた。

- ・具体的証拠を持って交渉する

「融資を断られた」という事実を持って団体交渉を行った。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

店内外でビラを配り、シュプレヒコールし、抗議文を読み上げ、坐り込みを行ったが、暴力や破壊行為は見られない。

4. ジャックス信販差別撤廃運動

李仁夏（1987）³⁰から、ジャックス信販差別撤廃運動を見ていくことにする。株式会社ジャックス（以下「ジャックス」という。）が在

日韓国人の婦人 R に対してクレジット利用を断った経緯は以下の通りである。

七八年十一月、川崎の戸手に住む在日韓国人の婦人 R さんが、同胞数人と新聞のチラシをみて、ある会社の展示即売会に出かけ、健康磁気ふとんを購入した。金額の張る物品だったので、月賦を利用することになった。その際、販売店は信販会社とタイアップして、そこのクレジットのシステムを利用することになる。そのときの契約が信販会社の大手で、業界第三位、資本金三〇億円、年商二四〇〇億円の株式会社「ジャックス」との間に交わされた。申し込みが済んで、R さんの銀行口座も自動払い込みのため知らされた。ところが確認の電話の段階で R さんが韓国籍であることが知らされると、即座に、外国人は利用できないといわれ、いろんな抗議のやりとりの後で再考を約したが、もう一度電話で、最終的に断られた。

R の夫は収入も確かであり、アパートを所有し、支払いに問題はない。夫は戦前から日本に住み、日本の永住許可を持っている。R は戦後韓国から嫁ぎ、韓国名を名乗っている。R は近所の日本キリスト教団川崎戸手伝道所の関田寛雄牧師を訪ねて相談した。関田はその場で「『ジャックス』社の取った行為が民族差別であり、これは日本人として恥ずかしいことであると抗議した」。ジャックスの横浜支店長と商品販売会社の責任者が R に謝罪し、クレジットは利用できないが、商品は月賦払いで商品販売会社が徴収すると告げた。R は「クレジットが利用できない原則がある以上、在日韓国人は信用できないという対応だから、R さん一人の問題でなくなるとして、その提案を拒否した」。

関田に紹介されて、R は李が牧師をしている川崎教会に一月下旬に訪ねた。R の話を教会の婦人会、「桜本保育園の卒園児と在園児のお母さんたちの組織『在日同胞の子供の教育を考えるオモニ（お母さん）

の会』にも聞いてもらい、オモニたちと一緒に考えてところ、「Rさんの突き当たった壁は、在日韓国・朝鮮人が日常的に経験している日本社会の不条理だから、何としても正されなくてはならない」ということになった。

四月に入り、Rを中心にして、在日韓国・朝鮮人のオモニたちに「その不条理を克服しようとする」日本人の婦人たちも加わって、ジャックスと公式な話し合いを行った。会社の窓口であったジャックスの「横浜支店長も問題の深刻なことに気づき、本社に向かって、オモニたちと一緒に要望書を提出するようになった」。その内容は、Rだけでなく、「外国人は利用できないという国籍条項によって、外国人の九〇パーセントを占める在日韓国・朝鮮人及び中国人に対する民族差別を認め、謝罪し、国籍条項を撤廃し、他の信販会社にも働きかけて、差別条項を撤廃するようにということであった」。

このことは六月七日の朝日新聞で全国的に報道された。その翌日に、ジャックスとの第二回の公式交渉を行った。その結果、「外国人除外規定を削除し、一般の与信基準（クレジット利用の可否を決める、居住歴、収入等の基準）に基づき取り扱いをするという約束」を得た。「約二時間半の激論の末」、ジャックスは「外国人除外規定が結果として、民族差別であったことを認識して謝罪をする確認書に署名をし」、口頭で「全国九〇以上の信販会社が同じようにもっている外国人除外規定撤廃について働きかける約束を」した。

本民族差別撤廃運動を日立闘争で整理した項目別で見えていくと次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

Rと在日韓国・朝鮮人のオモニたちや日本人の婦人たちが不条理を克服しようと交渉に参加した。

- ・経験がある先輩格が参加

事件当事者である R が川崎教会（李仁夏牧師）を訪ね、相談。日立闘争を経験した（あるいは近くで見っていた）であろう婦人が R とともに交渉に参加した。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

川崎教会の婦人会と、青丘社が運営する桜本保育園のオモニたちが運動を引っ張った。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

第一回目の交渉が朝日新聞で全国的に報道され、翌日に第二回の公式交渉を行った。川崎戸手伝道所と川崎教会が連携した。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

外国人除外規定が結果として民族差別であったことを認識して謝罪する確認書を取った。

- ・具体的証拠を持って交渉する

「クレジット利用を断られた」という事実を持って団体交渉を行った。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

ジャックスと公式な話し合いを行い、問題の解決を図った。

5. 第一生命加入差別事件

高博は在日韓国・朝鮮人の多い桜本に住んでいた。中学時代の同級生には十何人の朝鮮人生徒がいて、ほとんどが日本名であった。高がその後就職した職場で生命保険に加入しようとして起こった「第一生命加入差別事件」を民族差別と闘う連絡協議会発行（1983）³¹により、ここで見ていくことにする。事件の起こりは以下の通りである。

- ・一九八二年一〇月一日 高博君の会社の同僚 S 君（日本人）、第一生命の保険に加入。
- ・一〇月四日 高君は第一生命勧誘員から、加入の勧誘を受け応じる。申込書に記入、第一回充当金を支払う。その時高君が韓国人

だとわかった、「外国人の方は別の書類を書かなければならない。」と勧誘員は言い、さらにその後の電話で、「外登（外国人登録証明書）のナンバーと本名の読み方（父親・本人）を教えてほしい。」と連絡してきた。高君は自分の番号だけ教え、アボジ（父親）の分は翌日（五日）、電話で伝えた。

- ・一〇月六日 高君に勧誘員から電話「日曜日に調査員がいく。」……高君がなぜ事前調査が必要なのかをたずねると、その後小杉営業部の白川副長から電話があり、「外国人は事前調査をしなければならない。が、理由はわからないので、本社の契約第一選択課にきいてほしい。」といった。その為高君は契約第一選択課に電話したが、そこもよくわからないと対応されたので、理由を調べてほしいと依頼、早急に答えを出すとの返事をうけた。その後、再度白川副長から電話があり、高君の事前調査をしなければどうなるのか、という質問に対し、「もしそうなれば契約が成立しないので、お金はお返しします。」と答えている。

これに対して一〇月一四日、高と青丘社の一人が第一生命小杉支社を訪問し、「①外登のナンバー（本人と父親）を要求した理由、②事前調査をする理由とその内容はどういうものか、という二点について、会社側の回答を要求した」。

一〇月一八日に第一生命の小杉支社と横浜支社それぞれ一名が、青丘社に来て、上記①についての回答は、「従来は外登の写しを提出させていたが昨年からはナンバーの確認に切りかえた」、②については、「調査内容は『永住の意志』『帰国の可能性』『日本語の能力の確認』であると答えたが、根拠については契約第一選択課でなければわからない」と回答した。高側が事前調査は「勧誘員との対応の中ではいけないのか、事前調査をする必要はあるのかと指摘し」、「以上のことを責任のある回答が出せる人物の出席を要求した」。

一〇月二〇日に青丘社において第一回確認会を実施することにな

り、第一生命は契約第一選択課、保険相談室長、契約第二選択課からの三名が出席し、高側からは二九名が参加した。第一生命から、『『外国人だけ別にとる書類』 = 念書は、『日本国外への移住のため出国した時解約されても異議のないこと。』]、「事前調査の対象としても、外国人はハイランクに位置づけられている社内規定がある」との説明があった。

一一月一日に第二回確認会（青丘社）があり、第一生命側から前回と同じ三名、高側は高を含めて二三名が参加した。前回の確認後、「①外国人に対する制度の見直し、念書制度・事前調査の成立過程・根拠を示せ！ ②社員の対応に関する会社側の見解、③問題の所在に関する会社側の見解」について話し合いを行った。①では、念書に関して「移住の際の解約については削除する」などと第一生命側は答えた。これに対して高側は、「念書には本名と通名が記載され」、「一般の外国人を対象に想定したものではなく、むしろ在日韓国・朝鮮人を射程に入れた差別制度」であると指摘した。②では「事務手続に関してはきめこまかい配慮が必要」、③では「高君に対して不快な思いをさせて謝罪する」との回答があった。これらについて高側は、「会社側のこれからの姿勢について回答を要求した」。

一一月二五日に高あてに第一生命から回答書があった。

一二月七日に第三回確認会（青丘社）があり、第一生命側から前回と同じ三名、高側は二四名が参加した。一一月二五日の回答書では、「念書に関しては保険金の受取人の問題はあるが一本土化に向けて協議すると回答したので大筋高君側と合意した」。「事前調査に関しては、勧誘員と社員の二重の調査であるという高君側からの指摘を受け廃止するとの回答があった」。

一二月一四日に高側の代表五人と第一生命との話し合いを青丘社で行った。回答書の「日本人同様の制度にする」という表現に対し、「日本人への同化と差別撤廃とは違う」との指摘が朝鮮人メンバーからあ

り、訂正を行った。「他の生命保険会社」の問題と、第一生命の「謝罪文」については今後協議することになった。これを受けて高は正式に保険に加入した。

一九八三年二月一五日、第四回確認会（最終）が青丘社であり、第一生命側から三名、高側は二三名が参加した。確認書に双方が署名した。その主な内容は、第一生命の「事務制度内容とその運営の両面において高様を差別」した。「事務制度運営において、このような事件をひき起こしたことを民族差別として重大に受止め、あらためて制度そのものを見直した」。そして、「外国人念書を撤廃するとともに、外国人であることを理由としての成立前のご確認をなくすよう制度の改善を実施」することであった。

また、第一生命は生命保険業界への対応について第一生命が「リーダーシップをとって説明することを約束」し、「社内の研修も周知徹底することを確認した」。次に各保険会社宛の「要望書・質問状を採択した」。「要望書の内容は事実経過と他社における念書と事前調査の有無とその理由、民族差別の問題の認識を問うたもので、要望書は生命保険協会を通して、確認会参加者一同と青丘社も参加している民族差別と闘う連絡協議会の名前で、後日各社に送られた」。

六月一七日に「社内向け研修として、第一生命本社にて、青丘社・桜本保育園園長の李仁夏氏の講演会が行なわれた」。管理職対象で百名程度が参加した。

その時、青丘社・桜本保育園主事³²だった李相鎬は「第一生命の闘いをふりかえって」、次のように評価した。

- ・高博は「民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる青丘社に相談し、第一生命をただすためにも闘うこと」となった。
- ・「第一生命および生命保険協会を通じて、各社に差別制度の撤廃を促すと同時に、各保険会社に質問事項を提出したところ、外資系を除くほとんどの会社が、事前調査と外国人念書の制度を維持

していたことが分かった。」

- ・「『外国人＝韓国・朝鮮人だからしかたがない』（敗北意識）、『ある程度は、がまんしないといけない。ここは日本だから。』（よそ者意識）というあきらめをもつことが多いのである。まさに、この敗北意識、よそ者意識と日本社会に蔓延する排外意識がミックスされて、生命保険業界においても差別制度が温存され続けてきたのである。」
- ・在日三世である二十才前の青年高博は「第一生命に対して疑問をぶつけ、ついには彼の行動に共感する者を創りだし、十代、二十代の在日韓国・朝鮮人と日本人の青年たちだけでやりきったのである。」「彼の感性と行動は、まさに、これからの在日韓国・朝鮮人三世の闘いを見るようである。」

本民族差別闘争を日立闘争で整理した項目別で見えていくと次のようになる。

- ・個人として参加する任意組織を立ち上げ、当事者と支援者が相手企業と団体交渉

事件の当事者である高博が青丘社に相談し、高に共感した在日韓国・朝鮮人と日本人の青年二〇数名が団体交渉した。

- ・経験がある先輩格が参加

青丘社の一人が支援した。確認書に記名捺印（後述）した川崎教会牧師李仁夏は「民族差別と闘う連絡協議会」全国代表であり、日立闘争では「朴君を囲む会」呼びかけ人の一人であった³³。

- ・運動の拠点（川崎教会・青丘社）があった

「青丘社は民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる」支援組織と位置づけが明確化した。

- ・マスコミやキリスト教会組織を活用した

確認会を開催する間、一九八二年一月九日の『神奈川新聞』に「保

険加入にも民族差別」との題名で記事となった。

- ・確認書や合意書などを取り交わし、文書として残す

合意事項を確認書とした。記名は第一生命保険相互会社契約選択部長、高博、そして民族差別と闘う連絡協議会李仁夏となっている。また、保険会社への要望書とそれに対する各社の回答が資料として残っている。

- ・具体的証拠を持って交渉する

本名と通称名の欄がある第一生命宛の念書のフォーマットが交渉材料の一つであった。

- ・暴力や破壊に訴えずに話し合いで解決する

青丘社での団体交渉（話し合い）で問題を解決した。

6. 結論

日立製作所の就職差別撤廃闘争に始まり、川崎信用金庫（関係先として日本損保協会）の融資差別、ジャックスの信販差別、第一生命（関係先として生命保険協会）の運用・制度差別と、製造業、金融機関、信販会社、生命保険会社で起こった四件の在日韓国・朝鮮人に対する民族差別事件において、いずれも川崎教会・青丘社が民族差別撤廃運動の拠点となっていた。一九八二年に起こった「第一生命加入差別事件」では、直接当事者が青丘社に相談に来るようになり、「民族差別と闘う地域活動の実践に取り組んでいる青丘社」という位置づけを示す事例となった。

「1. はじめ」で設定した本稿の目的に沿って、四件の民族差別撤廃運動から得られた結論は次の通りである。

- ①日立闘争が民闘連などの「民族差別撤廃運動」や社会に与えた影響
すでに2章で本「影響」については議論した。ここでは、別の角度から「影響」を検討したい。

民闘連の代表であった川崎教会の李仁夏牧師は民闘連の著作³⁴で、

「一九七五年、各地で日立就職差別を闘った仲間たちの第一回交流会をもつことになり、今年は川崎市で『民闘連』第十五回全国交流会をもつにいった」。『民闘連』は形式的には確たる組織体ではない。民族差別と闘う市民運動体であって、現在も『連絡協議会』のかたちを保持している」。そして、民闘連へ「参加する者は、次に掲げる大枠の“三原則”を共有して」いるとして、次のように述べている。

- 一、在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- 二、在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
- 三、在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していくこと。

これら三原則と2章ですでに考察した結果とを対比すると、一については、日立闘争の参加者から「現実からの出発の重要性」や「実践としての地域活動の必要性」が提示されていた。二については、「これが川崎で限定されずに、大阪などで連鎖的に起こっている」、「児童手当の問題」で「川崎の市職の青年部の人たちが、それは絶対やる!」といった運動の広がりを指摘しているとともに、日立闘争で闘った川崎教会・青丘社の関係者が民闘連の代表や事務局長を努めることによって、民闘連の活動を彼らが自ら主導するようになっていた。三については、「日本人と在日韓国・朝鮮人との間の深い交流によって、彼らの間に連帯ができた」とあるように、日立闘争で在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘がすでに実現していた。以上のように、民闘連の“三原則”は日立闘争ですでに体験的に示されていた。

その他の影響としては、「在日韓国・朝鮮人に『やればできる』という自信と希望を与えた」ことが先ず挙げられる。そして文京洙が指摘したように、日立闘争後の数々の「民族差別と闘う」取り組みが既存の民族団体をも動かすことになった。また、「日立裁判・日立闘争

の過程と結果が情報として企業社会に浸透していった」ことについては、短大の朝鮮籍女学生の就職に影響を与えたことを一例として挙げられていた。しかしながら、本稿で取り上げた日立以外の民間企業三社に日立闘争・裁判がどのように影響したかは明らかでない。

②日立闘争の経験によって会得した「民間企業に対する民族差別撤廃運動」の経験的な方法論

本稿で取り上げた、日立闘争の後に起こった三件の民間企業の民族差別事件において、日立闘争の経験によって会得した「民族差別撤廃運動」の経験的な方法論が同じように適用されていたことを3章から5章において実証したと考えている。これはある意味で、民間企業に対する「民族差別撤廃運動」の方法論として、今でも有効であるかもしれない。

謝辞 本稿の執筆にあたり、社会福祉法人青丘社理事長裴重度氏、フェリス女学院大学山田貴夫氏からは貴重な資料をご提供いただいた。また、法政大学高柳俊男教授からは貴重なご意見をいただいた。皆様には心から感謝申し上げます。

〔注〕

- 1 高柳俊男（2015）『『在日朝鮮人』の書評』文京洙、趙博、丁章、金友子、尹健次編『抗路』抗路舎、pp.128-129。
- 2 水野直樹、文京洙（2015）『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店。
- 3 川崎教会歴史編纂委員会編（1997）『川崎教会 50 年史』在日大韓基督教会川崎教会、p.309, p.314。
1980 年 10 月に社会福祉法人青丘社理事、1988 年に川崎市ふれあい館副館長、1990 年に同館館長に就任した。
- 4 田中宏（1995）『在日外国人 新版』岩波新書、p.136、p.138。
- 5 朴寿南編（1963）『罪と死と愛と』三一書房、p251。

- 6 鈴木道彦 (2007) 『越境の時 一九六〇年代と在日』 集英社、p.81、p.231。
- 7 川崎教会歴史編纂委員会編前掲書。
- 8 朴君を囲む会編 (1974) 『民族差別 日立就職差別糾弾』 亜紀書房、pp.103-106 の〈資料 1〉。
- 9 同上書、pp.59-63、pp.69-79。
- 10 崔勝久 (2008) 『『日立闘争』とは何だったのか』 崔勝久、加藤千佳子編『日本における多文化共生とは何か——在日の経験から』 新曜社、p.37。
- 11 朴君を囲む会編前掲書、p.10 の崔勝久の証言から韓国人 C さんは崔勝久であることが分かる。
- 12 同上書、pp.237-260 の「就職差別裁判上申書」。
- 13 福地幸造・西田秀秋 (1970) 『在日朝鮮青年の証言』 三省堂の著者紹介で、西田秀秋は「1937 年、兵庫県生まれ、中学卒業後 70 種近くの職業を転々とし、1963 年、湊川高校を卒業、同年、立命館大学文学部日本史料へ入学。この間、部落解放運動に従う。現在、母校湊川高校に教師として勤務」とあり、また同書の p147 に「私はいま、部落出身教員として湊川高校に勤務していますが、私は実はかつて非行少年であったがゆえに、部落の子ら、在日朝鮮人の子らと対面するとき、己れ自身の歴史をもってしか語れない……」と述べている。
- 14 朴君を囲む会編前掲書、pp.81-101。
- 15 同上書、pp.103-106 の〈資料 1〉。
- 16 同上書、pp.106-108 の〈資料 2〉。
- 17 同上書、p.115 の〈資料 4〉に次のように書かれている。「当麻発言とは、一九七〇年の提訴直前、朴君、朴君のお姉さん、囲む会のメンバーの計五人が、ソフトウェア戸塚工場勤労課主任当麻隆に面会し、解雇の理由を問い正した時の『一般外国人は雇いません』という当麻の発言を言う」。
- 18 崔勝久前掲書の p.42 に「日立の社員の中にも運動の賛同者が現われ、私たちは日立の人事に関するマル秘文書なるものを入手していました。差別を頑強に否定する部長に対して、私 (崔勝久) はマル秘文書を投げつけました。」
- 19 朴君を囲む会編前掲書、pp.115-116 の〈資料 5〉。
- 20 同上書、pp.237-260。
- 21 同上書、pp.116-117 の〈資料 6〉。
- 22 同上書、pp.117-118 の〈資料 7〉。
- 23 同上書、pp.118-119 の〈資料 8〉。
- 24 同上書、p.119 の〈資料 9〉。
- 25 同上書、pp.121-122 の〈資料 11〉。

- 26 同上書、pp.122-125 の〈資料 12〉。
- 27 同上書、pp.3-57 の〈座談会〉。
- 28 加藤晴子（1978）「川崎信用金庫民族差別事件」『朝鮮研究 七月号（通巻一八〇号）』日本朝鮮研究所、pp.39-44。
- 29 佐藤勝巳（1978）「闘うことで変わる」『朝鮮研究 十一月号（通巻一八四号）』日本朝鮮研究所、p.1。
- 30 李仁夏（1987）『明日に生きる寄留の民』新教出版社、pp.58-60。（掲載紙『聖書と教会』1979年8月号）
- 31 民族差別と闘う連絡協議会発行（1983）『あきらめることなく民族差別に抗して——第一生命加入差別事件、高博君の闘いの記録と資料——』。
- 32 川崎教会歴史編纂委員会編前掲書、p.311。
李相鎬の青丘社・桜本保育園主事の在籍期間は1981年10月から1989年3月31日まで。
- 33 李仁夏（2006）『歴史の狭間を生きる』日本キリスト教団出版局、p.228。
川崎教会牧師李仁夏は1975年5月から1993年3月まで「民族差別と闘う連絡協議会」全国代表。
- 34 民族差別と闘う連絡協議会編（1989）『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法——在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして』新幹社、pp.7-8。